住所　千葉県市川市相之川２丁目６番６―306号
　遅歓　昭和57年９月13日生
住所　東京都練馬区中村北２丁目12番１―509号
　周攻　昭和55年３月７日生
住所　東京都立川市一番町２丁目15番地１
　蘇毓盟　昭和59年８月６日生
住所　神戸市北区鈴蘭台北町１丁目20番５号
　イー・イー　昭和40年12月12日生
住所　茨城県水戸市栗崎町1535番地１
　陳燕栄　昭和49年２月13日生
住所　熊本県人吉市願成寺町499番地１
　アツコ・ハシモト　昭和９年10月16日生
住所　茨城県那珂市菅谷732番地44
　宣一成　昭和50年８月１日生
住所　奈良市三碓５丁目６番23―301号
　梁倫子　昭和55年６月９日生
住所　横浜市南区永田みなみ台２番１―1203号
　アラピチェ・イブラヒム　昭和22年１月10日生
住所　岡山県総社市井尻野431番地25
　李秀美　昭和41年１月６日生
　金哲右　平成５年３月20日生
住所　岡山市北区奉還町３丁目16番24号
　金怜秀　平成６年８月12日生
住所　大阪市生野区田島１丁目９番27号
　李友里　平成２年７月17日生
住所　大阪市東成区中道３丁目４番６号
　李智美　昭和60年11月６日生
住所　奈良県大和郡山市矢田山町47番地55
　白洙任　昭和24年５月２日生
住所　滋賀県草津市草津町1531番地
　袁正秀　昭和46年７月11日生
住所　東京都品川区南品川６丁目11番19号
　姜惠美　昭和58年２月23日生
住所　東京都世田谷区駒沢２丁目９番５号
　李美沙　昭和34年１月14日生
住所　神戸市東灘区御影本町６丁目２番７号
　鄭哲學　昭和42年７月27日生
　袁香愛　昭和45年６月13日生
　鄭友晶　平成12年３月31日生
住所　兵庫県伊丹市北本町２丁目165番地
　李茯玲　昭和59年３月23日生
住所　東京都中野区中央１丁目28番14号
　宋幸美　昭和48年６月24日生
住所　京都市伏見区深草下川原町18番地
　朴登裕　昭和52年６月14日生
住所　福岡県太宰府市吉松３丁目８番17号
　金初子　昭和22年９月22日生
住所　大阪府岸和田市加守町１丁目５番５―205号
　申炳俊　昭和33年２月８日生
住所　大阪府泉佐野市松原１丁目５番15―13号
　王静　昭和52年８月４日生
住所　仙台市泉区七北田字白水沢99番地１
　趙友子　昭和45年12月15日生
住所　滋賀県草津市西大路町７番７―509号
　安昌徳　昭和39年４月５日生
　朴慶子　昭和43年２月７日生
　安香仙　平成７年１月15日生
　安昇哲　平成９年８月４日生
　安泰臣　平成15年７月23日生
住所　滋賀県守山市下之郷１丁目８番21号
　金璃沙　昭和63年３月14日生
住所　名古屋市東区泉２丁目24番28号
　李成鐘　昭和43年４月26日生
住所　愛知県知多市新知字ヌルメ田42番地２
　金暢之　昭和58年７月25日生
住所　名古屋市守山区西川原町92番地
　朴榮実　昭和54年９月３日生
住所　愛知県春日井市勝川町西４丁目34番地
　張鳳一　昭和41年７月28日生
住所　東京都江東区塩浜２丁目14番２号
　孫仁錫　昭和47年２月18日生
住所　東京都八王子市西片倉２丁目12番14号
　高恩梅　昭和60年１月15日生
住所　兵庫県三田市南が丘１丁目32番20号
　金洪女　昭和37年11月22日生
　李裕樹　平成３年11月29日生
　李智樹　平成６年５月８日生
　李愛子　平成11年12月22日生
住所　横浜市南区中里２丁目15番Ｒ―712号
　テジャス・ヒテシュ・チョータイ　昭和61年10月６日生
住所　鳥取市徳吉384番地７
　劉紅岩　昭和49年６月17日生
住所　大阪府枚方市大峰北町１丁目２番30号
　解一浩　平成３年１月28日生
住所　京都市西京区川島五反長町65番地３
　金妓嬉　昭和43年１月20日生
住所　東京都足立区辰沼２丁目18番18―315号
　金光　昭和48年７月19日生
住所　東京都練馬区関町北４丁目14番１―106号
　ロルシェヴァ・ヲラム　昭和33年３月３日生
　ゾムト・ファリダ・アラム　昭和44年２月２日生
　イムラヌル・ヲラム　昭和62年３月10日生
　イヤセヌル・ヲラム　平成３年10月25日生
　ファハヴェル・アラム　平成８年11月３日生
住所　千葉県八千代市米本1359番地
　グトン・タイ・フィー　平成元年６月12日生

○外務省告示第百五十三号

平成二十四年三月二十一日にネーピードーでミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

２　贈与額　十六億円

３　署名者

日　本　側　齋藤隆志在ミャンマー大使

ミャンマー側　ティン・テイン・経済開発大臣計画局長

平成二十四年四月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第十四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字深沢字荒内二二二二の三、二二二三、二二二四の一、二二二四の二、二二二四の三、二二二五の五、二二二六の一、二二二六の三、二二二六の四、二二二六の九、宇長峰二二二七、二二三四の一、二二三六の一、二二三六の四から二二三六の八まで、二二三八の一、二二三八の四、二二三九の一、字延願寺二二三七の一から二二三七の七まで、二二三七の九から二二三七の一一まで、二二三七の一三、二二三七の一五、二二四四から二二四六まで、二二四七の一、二二四八、二二五〇、二二五一の一、二二五二から二二五六まで、二二五七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市立足字禰宜内八九五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生字本不動一五〇七の二、字上ノ台一六六四の二、一六六四の四、字人ノ沢一六六七、一六七二